

訪問型サービス

	内容
Q1	<p>前回のQ&amp;Aで調査中または検討中の事項についての回答を求める。                      (前回Q&amp;Aで調査中または検討中の事項とは                      ①サービス計画書、モニタリング、評価などの書類の軽減化がありますか                      ②各種加算、処遇改善加算などについてはどうですか                      の2点)</p>
A1	<p>①サービス計画書、モニタリング、評価等については、現行の介護予防相当サービスや緩和した基準のサービスAの場合、現在の介護予防サービスと変更はない。</p> <p>②各種加算、処遇改善加算については、配布した別紙「新しい総合支援事業における指定基準及び単位等(案)」参照のこと</p>
Q2	<p>4/1の総合事業への移行時に契約書・重要事項説明書の変更は必要か。更新時まででなくていいのであれば介護予防給付で請求か。</p>
A2	<p>個別の更新時に契約書・重要事項説明書の取り交わし。それまでは現行のまま予防給付となる</p>
Q3	<p>現行の訪問介護相当と訪問型サービスAとの対象者の基準を明確にしてほしい</p>
A3	<p>地域包括支援センターによるケアマネジメントで身体介護が不要であればAとなる</p>
Q4	<p>訪問型サービスAへ移行されそうな方は現介護予防給付を受けている人のうちのどのくらいいると試算されているか</p>
A4	<p>中新川管内全体で現在要支援認定を受けている方のうち、緩和した基準のサービスAに移行する可能性のある方(身体介護を受けていない方)はおおよそ100人と推計している。そのうち訪問型サービスAへ移行するとみられる方はおおよそ30人と推計している。→「参考資料」参照</p>
Q5	<p>通所型サービスに同一建物減算があるが、訪問型サービスにはない。どのような根拠でそうなっているか</p>
A5	<p>記載もれ。どちらも有りとする。→別紙「新しい総合支援事業における指定基準及び単位等(案)」参照</p>
Q6	<p>説明会で示された訪問型サービスAのサービスIの203単位について、当事業所ではヘルパーの減少によってサービス提供を断っている現状であり、また、有資格者以外でのサービス提供には安全面でリスクがあり、難しいと判断している。よって、説明会で示された単価ではお受けできない</p>
A6	<p>総合事業では事業者には緩和した基準のサービスAの引き受けを強制するものではない。事業所の施設や人員、定員、経営等の状況により登録及び事業への参加の是非を判断していただいてよい。</p>
Q7	<p>総合事業での現行相当の訪問介護サービスと多様なサービスでは、申請を別にしていただきたい</p>

- A7 現行相当サービス及び緩和した基準のサービスAは中新川へ事業所登録していただくこととなる。多様なサービスは市町村が行う事業であり事業所と町村が個別に契約を締結して事業を実施するものなので、もとより別物である。

Q8	買い物に要する交通費の請求について
----	-------------------

- A8 説明会時のご質問のような状況の場合、ケアマネジメントによるサービスかどうかにより判断することとなる。生活援助における「買い物」にあてはまらないものであれば、保険外サービスとして事業所ごとに判断していただくことになる。  
交通費等の特別なサービス費用の徴収については、「介護報酬の解釈平成27年4月版単位数表編(青本) 21ページ」を参照のこと。

## 通所型サービス

	内容
Q1	通所型サービスAにおいて、中新川と富山市の合同(中新川の人と富山市の人が一緒に参加する)でサービス提供は可能か

- A1 緩和した基準のサービスAは地域支援事業であることから、中新川管内の住民は中新川管内の事業所を利用することとなっている。  
仮に富山市の住民が中新川管内の事業所の利用を希望している場合は富山市に問い合わせしてほしい。

Q2	中新川郡以外の場所で(例えば富山市)中新川郡在住の人に通所型サービスAの提供は可能か。またそれが地域密着型で登録しているデイサービスでも可能か
----	---

- A2 上記A1と同様に、中新川郡の住民が中新川郡以外の事業所を利用することはできない。

Q3	4/1の総合事業への移行時に契約書・重要事項説明書の変更は必要か。更新時までしなくていいのであれば介護予防給付で請求か。
----	--

- A3 個別の更新時に新しい契約書・重要事項説明書の取り交わし。それまでは現行のまま予防給付となる

Q4	通所型サービスAにおいては送迎が基本ということだが、例えば近隣の駅や公民館などに集まってもらい、そこで乗降車してもらうことは可能か
----	---

- A4 居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭く居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因から妥当と考えられ、かつ利用者それぞれに出迎え方法をあらかじめ定めるなどの適切な方法で行う必要がある。「介護報酬の解釈平成27年4月版QA・法令編(緑本) 310ページ参照」

Q5	現行の通所介護サービスの枠に通所型サービスAの利用を組み込むことは可能だと思いますが、利用時間をそれぞれ変えてのサービス提供は可能か
----	--

- A5 それぞれ施設の面積基準、人員基準を満たしていれば実施は可能である

Q6	通所型サービスAを提供する施設条件として面積や設備、備品が満たされていれば、既存のスポーツ施設(例えば常願寺ハイツなど)や公共の場所(公民館など)での提供は可能か
----	---

- A6 可能である